新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 49 号
令和元年10月23日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

532　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
533　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
534　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
535　県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
536　換地計画の縦覧（農地整備課）
537　公共測量の実施通知（監理課）
538　公共測量の実施通知（監理課）
539　道路の区域変更（道路管理課）
540　道路の供用開始（道路管理課）
541　道路の区域変更（道路管理課）
542　道路の供用開始（道路管理課）
543　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
544　建築基準法による道路位置の変更（建築住宅課）

公　　告

予算の公表（財政課）
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）

告　　示

◎新潟県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
短期入所	グループホーム　太陽の家	南魚沼市五日町2456－１番地	医療法人越南会	令和元年６月１日
短期入所	ショートステイ謙信高志の里	上越市木田新田１丁目１番３号	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	令和元年10月１日
居宅介護 重度訪問介護	ニチイケアセンター上越たかだ	上越市北城町四丁目13番８号　北城センタービル１階	株式会社ニチイ学館	令和元年10月１日
居宅介護 重度訪問介護	ニチイケアセンター燕西	燕市新興野12番19号新興野（株）ユニオン総	株式会社ニチイ学館	令和元年10月１日

		業事務所１Ｆ　Ｅ号室		
居宅介護 重度訪問介護	ニチイケアセンターおぢや	小千谷市本町１丁目３番１号　新栄ビル１階	株式会社ニチイ学館	令和元年10月１日
共生型生活介護	デイサービスセンター　サンラックおぢや	小千谷市大字桜町5140番地	社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会	令和元年10月１日
共生型生活介護	デイサービスセンター　みなみ	小千谷市真人町丁73番地３	社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会	令和元年10月１日
生活介護	いちょうの木の家	上越市新光町３丁目18番６号	医療法人社団三交会	令和元年10月１日

◎新潟県告示第533号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年10月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	みなかみの里	妙高市大字上新保549番地	社会福祉法人新井頸南福祉会	令和元年９月30日
短期入所	地域密着型介護老人福祉施設ゆきのみや	妙高市大字宮内92－３	社会福祉法人新井頸南福祉会	令和元年９月30日
重度訪問介護	ヘルパーステーション北条	妙高市北条585番地１	社会福祉法人新井頸南福祉会	令和元年９月30日
短期入所	みのりの丘中郷	上越市中郷区藤沢998番地１	社会福祉法人新井頸南福祉会	令和元年９月30日

◎新潟県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和元年10月23日

新潟県村上地域振興局長

１　就　任

理事　村上市仲間町86　　丸山　忠夫（理事長）
理事　　〃　小川1208　　船山　寛
理事　　〃　堀野900　　貝沼　実
理事　　〃　山辺里676　　中村　吉行
理事　　〃　猿沢2733　　髙橋　俊廣
理事　　〃　早稲田763－１　　相馬　謙市
理事　　〃　岩沢3298－乙　　飯沼　勇
監事　村上市下新保2059－４　　長谷川　良男
監事　　〃　門前1003　　渡邊　照嘉
監事　　〃　関口708　　小川　寿幸
就任年月日　令和元年10月６日

２　退　任

理事　村上市仲間町86　　丸山　忠夫（理事長）
理事　　〃　小川1208　　船山　寛
理事　　〃　堀野900　　貝沼　実
理事　　〃　山辺里676　　中村　吉行

理事　〃　猿沢2733　髙橋　俊廣
理事　〃　早稲田763－１　相馬　謙市
理事　〃　岩沢3298－乙　飯沼　勇
監事　村上市門前1003　渡邊　照嘉
監事　〃　下新保2059－４　長谷川　良男
監事　〃　高根453－４　相馬　克彦
退任年月日　令和元年10月５日

◎新潟県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営千本坂地区区画整理・農業用用排水施設整備（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月23日

新潟県知事　花　角　英　世

１　縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間
令和元年10月24日から令和元年11月21日まで

３　縦覧に供する場所
糸魚川市役所

４　その他

(1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
ア　この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。
ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和元年10月24日から令和元年11月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月23日

新潟県知事　花　角　英　世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	坂口新田	換地計画書の写し	妙高市役所

１　審査請求について
この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第537号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和元年10月23日

新潟県知事　花　角　英　世

１　作業種類　公共測量（航空レーザ計測）
２　作業期間　令和元年８月31日から令和２年２月28日まで
３　作業地域　糸魚川市（姫川水系大所川流域、根知川流域、小滝川流域）

◎新潟県告示第538号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和元年10月23日

新潟県知事　花　角　英　世

１　作業種類　公共測量（経営体育成基盤整備事業　木島地区　確定測量）
２　作業期間　令和元年10月15日から令和２年１月24日まで
３　作業地域　上越市大字木島ほか地内

◎新潟県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月23日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　野田高柳線
３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市大字野田字池ノ平4809番から 同市大字野田字梨木平4629番3まで	新	8.0～17.6メートル	443.1メートル
	旧	4.5～11.0メートル	443.1メートル

◎新潟県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月23日

新潟県知事　花　角　英　世

1　路　線　名　県道　野田高柳線

2　供用開始の区間

柏崎市大字野田字池ノ平4809番から同市大字野田字梨木平4629番３まで

3　供用開始の期日　令和元年10月23日

◎新潟県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月23日

新潟県知事　花　角　英　世

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　上越高田インター線

3　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大和四丁目283番１から同市大和四丁目114番１まで	新	14.2～28.4メートル	82.0メートル
	旧	13.2～19.2メートル	82.0メートル

◎新潟県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月23日

新潟県知事　花　角　英　世

1　路　線　名　県道　上越高田インター線

2　供用開始の区間

上越市大和四丁目283番１から同市大和四丁目114番１まで

3　供用開始の期日　令和元年10月23日

◎新潟県告示第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月23日

新潟県知事　花　角　英　世

1　変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類：五泉都市計画道路（五泉市決定）

名称：３・５・16号　御堂入線

2　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第544号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

令和元年10月23日

新潟県三条地域振興局長

１　変更した指定道路の種類
　第42条第１項第５号の規定による指定に係る道路
２　変更の年月日
　令和元年10月11日
３　変更した指定道路の位置等

位　　置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○変更前(昭和45年１月13日指定) 加茂市大字矢立新田字大郷272－１、272－９、273－３、273－４、273－５	4.00	105.90
○変更後 加茂市大郷町一丁目272番１の内、272番11の内	4.00	35.00

公　　告

予算の公表について（公告）

令和元年10月11日新潟県議会において議決された令和元年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和元年10月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

令和元年度新潟県一般会計補正予算

令和元年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,951,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,263,001,572千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加及び変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第7款　分担金及び負担金		5,783,816	1,105	5,784,921
	第1項　分担金	1,698,502	1,105	1,699,607
第9款　国庫支出金		151,185,278	1,400,616	152,585,894
	第2項　国庫補助金	118,831,351	1,419,761	120,251,112
	第3項　委託金	3,422,015	△ 19,145	3,402,870
第10款　財産収入		4,428,012	988	4,429,000
	第1項　財産運用収入	929,946	988	930,934
第12款　繰入金		37,867,785	19,170	37,886,955
	第2項　基金繰入金	33,114,956	19,170	33,134,126
第13款　諸収入		140,449,410	227,840	140,677,250
	第5項　受託事業収入	10,474,250	12,533	10,486,783
	第8項　雑入	6,637,509	215,307	6,852,816
第15款　繰越金		160,000	301,496	461,496
	第1項　繰越金	160,000	301,496	491,496
歳入合計		**1,261,050,357**	**1,951,215**	**1,263,001,572**

2　歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第2款　総務費		29,379,134	△ 13,358	29,365,776
	第1項　政策費	3,953,961	3,597	3,957,558
	第2項　総務管理費	13,807,436	5,636	13,813,072
	第3項　統計調査費	739,190	△ 23,014	716,176
	第5項　市町村振興費	1,110,039	423	1,110,462
第3款　県民生活・環境費		10,282,256	438,813	10,721,069
	第1項　県民生活管理費	4,760,970	435,341	5,196,311
	第5項　廃棄物対策費	737,653	3,472	741,125
第4款　福祉保健費		171,911,736	12,674	171,924,410
	第1項　福祉保健費	24,891,042	1,235	24,892,277
	第3項　医務薬事費	6,703,843	△ 1,275	6,702,568
	第5項　高齢福祉保健費	41,445,414	4,860	41,450,274
	第6項　健康対策費	5,426,293	5,000	5,431,293
	第7項　生活衛生費	3,453,856	△ 2,000	3,451,856
	第8項　障害福祉費	20,855,874	13	20,855,887
	第9項　児童家庭費	2,465,141	5,266	2,470,407
	第10項　少子化対策費	20,276,106	△ 425	20,275,681
第7款　農林水産業費		93,941,224	925,249	94,866,473

	第1項 農業総務費	4,267,627	△ 2,795	4,264,832
	第6項 畜産業費	920,374	6,464	926,838
	第7項 水産業費	4,857,314	554,506	5,411,820
	第8項 林業費	15,465,228	△ 550,976	14,914,252
	第9項 農地管理費	5,616,845	△ 4,862	5,611,983
	第10項 農地基盤整備費	46,261,880	912,912	47,174,792
	第11項 農地計画費	1,743,392	10,000	1,753,392
第8款 土木費		159,699,444	163,529	159,862,973
	第1項 土木管理費	11,698,210	△ 7,421	11,690,789
	第2項 道路橋りょう費	65,361,600	91,846	65,453,446
	第3項 河川海岸費	30,739,179	59,479	30,798,658
	第6項 建築費	14,798,833	19,625	14,818,458
第9款 警察費		52,829,340	35,728	52,865,068
	第2項 警察行政費	4,251,176	35,728	4,286,904
第10款 教育費		180,818,959	△ 12,693	180,806,266
	第1項 教育総務費	8,998,686	△ 5,552	8,993,134
	第3項 高等学校費	47,945,366	10,778	47,956,144
	第5項 生徒指導費	454,032	1,264	455,296
	第6項 生涯学習推進費	538,029	△ 10,266	527,763
	第7項 文化行政費	2,726,378	△ 1,396	2,724,982
	第9項 私学教育振興費	10,057,200	△ 7,521	10,049,679

第11款　災　害　復　旧　費		8,878,421	1,273	8,879,694
	第３項　社会福祉施設災害復旧費		1,273	1,273
第13款　諸　支　出　金		124,662,111	400,000	125,062,111
	第２項　雑　支　出	2,273,000	400,000	2,673,000
歳　出　合　計		**1,261,050,357**	**1,951,215**	**1,263,001,572**

第２表　債務負担行為補正

１　追　　加

事　　項	期　　間	限　度　額	説　　明
予算編成システム運用管理委託契約	令和２年度から 令和６年度まで	21,225千円	
地域振興局電力需給契約	令和２年度	11,531千円	
離職者等再就職訓練委託契約	令和２年度から 令和３年度まで	316,800千円	
県営経営体育成基盤整備事業虎丸地区工事請負契約	令和２年度	18,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和２年度	12,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業姫田川右岸地区工事請負契約	令和２年度	20,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業堀耕東地区工事請負契約	令和２年度	36,000千円	
県営中山間地域対策事業大小地区工事請負契約	令和２年度	7,000千円	
県道佐渡一周線緊急地方道路整備工事請負契約	令和２年度	50,000千円	
一般国道403号小白倉橋上部工事請負契約	令和２年度	70,000千円	
県道佐渡縦貫線橋りょう上部工事請負契約	令和２年度	40,000千円	

県道佐渡一周線信号機賃借契約	令 和 2 年 度	3,000千円	
一級河川福島潟広域河川改修工事請負契約	令 和 2 年 度	240,000千円	
寒川海岸海岸侵食対策工事請負契約	令 和 2 年 度	100,000千円	
柏尾海岸海岸侵食対策工事請負契約	令 和 2 年 度	110,000千円	
桃崎浜海岸海岸侵食対策工事請負契約	令 和 2 年 度	40,000千円	
四ツ郷屋海岸海岸環境整備工事請負契約	令 和 2 年 度	70,000千円	
柴町海岸海岸高潮対策工事請負契約	令 和 2 年 度	120,000千円	
伍社線物件補償契約	令 和 2 年 度	88,523千円	
ウイリアム・モリスと英国の壁紙展（仮称）開催費用負担協定 （相手方　ウイリアム・モリスと英国の壁紙展新潟実行委員会（仮称））	令 和 2 年 度	13,500千円	

2　変　　更

事　　項	補正前 期間	補正前 限度額	補正後 期間	補正後 限度額	説明
新潟県起業化支援・交流拠点施設管理協定	平成29年度から平成33年度まで	41,420千円	平成29年度から令和３年度まで	41,899千円	
新潟ふるさと村アピール館管理協定	平成28年度から平成34年度まで	1,006,600千円	平成28年度から令和４年度まで	1,015,921千円	
県営経営体育成基盤整備事業女川地区工事請負契約	平成32年度	37,000千円	令和２年度	64,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	平成32年度	145,000千円	令和２年度	155,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業福島地区工事請負契約	平成32年度	59,000千円	令和２年度	78,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業米納津佐渡山地区工事請負契約	平成32年度	160,000千円	令和２年度	170,000千円	
新潟県教育支援システム保守管理サポート委託契約	平成31年度から平成34年度まで	23,904千円	令和元年度から令和４年度まで	24,290千円	

第3表　地方債補正

1　変　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
漁港事業費	591,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。）	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	853,000	補正前に同じ		
治山事業費	4,252,000				3,988,000			
生涯学習施設等整備事業費	824,000				823,000			
社会福祉施設整備事業費	635,000				634,000			
石綿対策事業費	114,000				117,000			
行政改革推進債	8,376,000				8,377,000			
合計	**281,530,000**				**281,530,000**			

令和元年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,236,568千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第１款　国民健康保険事業収入		189,234,482	2,086	189,236,568
	第２項　国庫支出金	50,582,139	2,086	50,584,225
歳入合計		**189,234,482**	**2,086**	**189,236,568**

2　歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第1款　国民健康保険事業費		189,234,482	2,086	189,236,568
	第2項　事　業　費	187,643,368	2,086	187,645,454
歳　出　合　計		**189,234,482**	**2,086**	**189,236,568**

令和元年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,160,348千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第１款　流域下水道事業収入		14,138,208	22,140	14,160,348
	第３項　国庫支出金	3,475,000	15,140	3,490,140
	第７項　県債	2,741,000	7,000	2,748,000
歳入合計		**14,138,208**	**22,140**	**14,160,348**

2　歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第1款　流域下水道事業費		13,810,866	92,318	13,903,184
	第1項　管理費	3,783,298	70,178	3,853,476
	第4項　災害復旧費		22,140	22,140
第2款　予備費		327,342	△ 70,178	257,164
	第1項　予備費	327,342	△ 70,178	257,164
歳出合計		**14,138,208**	**22,140**	**14,160,348**

第２表　債務負担行為補正

１　変　　更

事　　項	補正前		補正後		説　　明
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額	
信濃川下流流域下水道長岡処理区建設工事請負契約	平成32年度	180,000千円	令和２年度	318,000千円	

第3表　地方債補正

1　変　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	千円 1,793,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。）	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	千円 1,800,000	補正前に同じ		
合計	**2,741,000**				**2,748,000**			

令和元年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,596,404千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第1款　港湾整備事業収入		3,544,653	51,751	3,596,404
	第7項　繰越金	1	51,751	51,752
歳入合計		**3,544,653**	**51,751**	**3,596,404**

2　歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第1款　港湾整備事業費		3,544,500	51,751	3,596,251
	第1項　事業費	1,934,185	70,934	2,005,119
	第2項　県債費	1,610,315	△ 19,183	1,591,132
歳出合計		**3,544,653**	**51,751**	**3,596,404**

令和元年度新潟県病院事業会計補正予算

（総　則）

第１条　令和元年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

科　　目	補正前の予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第１款　病院事業収益	73,351,858	△　65,058	73,286,800
第１項　医業収益	59,528,425	△　65,058	59,463,367

支　　出

科　　目	補正前の予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第１款　病院事業費用	74,847,361	△　62,107	74,785,254
第１項　医業費用	73,124,071	△　62,107	73,061,964

（資本的収入及び支出）

第３条　資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,994,728千円は、過年度分損益勘定留保資金509,640千円及び当年度分損益勘定留保資金1,485,088千円で補てんするものとする。

収　　入

科　　目	補正前の予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第1款　資本的収入	13,357,994	98,100	13,456,094
第2項　企業債	9,903,000	98,100	10,001,100

支　　出

科　　目	補正前の予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第1款　資本的支出	15,352,136	98,686	15,450,822
第1項　建設改良費	10,585,601	98,686	10,684,287

（企業債）

第4条　起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
	千円	千円
病院整備事業費	9,903,000	10,001,100

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号) ８の規定により、令和元年７月から９月における苦情の受付及び処理の状況を次の通り公表する。

令和元年10月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　苦情受付番号

１新検委第１号

２　苦情申立日

令和元年７月５日

３　苦情申立人

株式会社エナジートップ　代表取締役　海老　進一郎

４　苦情に係る調達の契約担当部局名及び調達物品名・サービス名

（契約担当部局）総務管理部管財課

（調達物品名等）新潟県庁本庁舎への電力供給

５　苦情の概要

新潟県庁本庁舎電力供給契約に際して入札を実施せず、地元電力会社との随意契約を故意に継続していることは､｢政府調達に関する協定」第13条に違反する。

６　苦情処理状況の概要

本件申立ては、苦情の原因となった事実を知ったときから10日以内に苦情の申立てが行われなかったため、政府調達に関する苦情の処理手続５(3)アの規定により却下した。